第百十四条の十六の三第二項各号列記以外の部分	ならない	ならない。ただし、存続組合が次項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	［略］
第百十四条の十六の三第二項第一号	配偶者と	配偶者の生年月日及び当該配偶者と	［略］
	及び当該配偶者の収入の金額	並びに当該配偶者が引き続き受給権者によつて生計を維持していること	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
第百十四条の二十六第二項各号列記以外の部分	次に掲げる書類	請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本及び次に掲げる書類	［略］
	ならない	ならない。ただし、存続組合が第五項の規定により当該これらの書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	［略］

［項を加える。］

			［同上］
第百十四条の二十六第二項各号列記以外の部分	次に掲げる書類	請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本及び次に掲げる書類	［同上］
			［同上］

第百十四条の二十八第三項	次に掲げる書類	受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本及び次に掲げる書類	［略］
	ならない	ならない。ただし、存続組合が次項の規定により当該これらの書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	［略］
第百十四条の三十第一項第三号	［略］	［略］	［略］
第百十四条の三十第二項各号列記以外の部分	ならない	ならない。ただし、存続組合が次項の規定により当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
第百十四条の三十一第一項第一号	［略］	［略］	［略］
第百十四条の三十一第二項	ならない	ならない。ただし、存続組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	［略］

［項を加える。］

第百十四条の二十八第三項各号列記以外の部分	次に掲げる書類	受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本及び次に掲げる書類	［同上］
			［同上］
第百十四条の三十第一項第三号	［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の三十第二項各号列記以外の部分			［同上］
第百十四条の三十一第一項第一号	［同上］	［同上］	［同上］
			［同上］

［項を加える。］